

第2次瀬戸内町

配偶者等からの暴力の防止及び

被害者支援計画

目 次

瀬戸内町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
- 2 計画の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
- 3 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61

第2章 配偶者等からの暴力

- 1 配偶者等からの暴力とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
 - (1) 犯罪となる行為をも含む人権侵害
 - (2) 暴力（ドメスティック・バイオレンス/DV）の特徴
 - (3) 暴力の形態
 - (4) 根底にある男女の不平等な関係
- 2 配偶者等からの暴力の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
- 3 配偶者等からの暴力に対する取組みの現状 ・・・・・・・・63

第3章 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65

第4章 計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66

- 重点目標Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた取組み・・・・・・・・66
- 1 教育現場での人権教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・67
 - 2 配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進 ・・・・・・67
 - 3 問題解決を暴力に頼らない教育・啓発の推進・・・・・・・・68
- 重点目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実を図る取組み・・・・・・・・70
- 1 DVの早期発見と相談窓口の周知・・・・・・・・・・・・・・・・71
 - 2 相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
- 重点目標Ⅲ 被害者の安全確保と自立に向けた支援への取組み・・・・・・・・75
- 1 DV被害者の保護と子どもの安全確保・・・・・・・・・・76
 - 2 通報・通告制度による被害者の保護 ・・・・・・・・・・76
 - 3 被害者の自立に係る支援への取組み・・・・・・・・・・77

第5章 計画の推進体制

関係機関との連携

- 1 庁内の連携体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・77

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)は、配偶者や恋人等の親密な関係にある者またはあった者(パートナー)からふるわれる暴力のことで、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その被害者は多くの場合女性であり、女性を対等なパートナーと見ない女性差別の意識が社会の根底にあり、暴力を生み出す背景になっています。

配偶者等からの暴力は、過去には「家庭内の問題」や「個人的な問題」として捉えられていましたが、個人の尊厳を傷つけ、男女平等を妨げる、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、根絶すべき重要な社会的課題です。

平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「配偶者暴力防止法」という。)が制定されたことで、これまで潜在化していた暴力の実態が少しずつ顕在化するとともに社会の認識が高まりました。平成16年及び平成19年の改正により保護命令制度の拡充がなされ、住民に身近な市町村の取組みが求められています。

そのため瀬戸内町では、配偶者等からの暴力の根絶に向けてのさまざまな施策を積極的に推進するために、平成25年に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定しました。

今回、「瀬戸内町男女共同参画基本計画」の改定に併せて、平成30年に実施した「瀬戸内町町民意識調査」(以下「町民意識調査」という。)の結果を踏まえ改定を行います。

2 計画の基本的な考え方

この計画は、配偶者暴力防止法により定めることが要請される以下の基本的な方針に基づき推進します。これらの基本的な方針は、配偶者等からの暴力が性別による権利侵害であり男女共同参画を阻害する行為であることに基づき、その根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」(男女共同参画社会基本法第3条(平成11年制定))を踏まえるものです。

(基本的な方針)

- すべての人は、安全な環境で安心した生活を送ることができ、自分の生き方を自分で選びとり、人生を豊かに生きる権利を有していることを踏まえ取り組みます。
- 配偶者からの暴力は、「家庭内の暴力」や「個人的な問題」ととどまらず、「社会的な問題」であることを踏まえ取り組みます。

- ・ 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む基本的人権を侵害する行為であることを踏まえて取り組みます。
- ・ 配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、性別による固定的な役割分担意識、男女の不平等な関係があることから、その根絶に向けては、人権の尊重と男女平等の理念に基づき「(男女の)事実上の平等」を目指す男女共同参画社会の実現が不可欠であることを踏まえて取り組みます。
- ・ 配偶者等からの暴力の被害者は、国籍や年齢、障がいの有無を問わずその人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有していることを踏まえて取り組みます。
- ・ 国、県及び近隣自治体との連携・協力を図りながら、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を踏まえて取り組みます。

3 計画の性格

この計画は、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画として策定し、「第2次瀬戸内町男女共同参画基本計画」に基づく取組みと一体的に推進します。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成31(2019)年度から令和5(2023)年度までの5年間とします。

第2章 配偶者等からの暴力

1 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス/DV）とは

（1）犯罪となる行為をも含む人権侵害

DVは、社会的、経済的、肉体的に優位に立つ者が、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超え、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する行為です。

（2）暴力の特徴

DVは、妻と夫の間では「家庭内の問題」「単なる夫婦げんか」と見なされ恋人同士の場合でもプライベートな問題として軽視され、これまでなかなか表面化することがなく、周囲が気づかないうちに暴力が継続化し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

（3）暴力の形態

DVには、殴ったり蹴ったりするなど直接何らかの有形力を行行使する身体的な暴力、心無い言動により相手の心を傷つけるなど精神的な暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するなど性的な暴力、経済力を奪うなど経済的な暴力など様々なかたちの暴力が存在します。

（4）根底にある男女の不平等な関係

男女の経済力の格差や社会的地位の差など「男性優位」「男性中心」の社会構造、女性を対等なパートナーと見ない女性差別の意識、また夫が妻に暴力をふるうのはある程度仕方無いといった考え方などが社会の根底にあり、暴力を生み出す背景になっています。

2 配偶者等からの暴力の現状

（1）配偶者等からこれまでに暴力を受けた経験

平成30年度に実施した「瀬戸内町町民意識調査」（以下、「町民意識調査」という。）によると、11.3%の人が配偶者等から暴力を受けたことがあると答えています。

（2）配偶者等からの暴力についての相談状況

「町民意識調査」において暴力を受けた経験がある人に相談先を聞いたところ、どこにも、誰にも相談しなかった（できなかった）と回答した人の割合が42.6%と最も高く、暴力の潜在化がうかがえます。

3 配偶者等からの暴力に対する取組みの現状

(1) 国における取組み

国は、平成13年4月に配偶者からの暴力に係る通報、被害者の相談、保護、自立支援等の体制整備を定める「配偶者暴力防止法」を制定しました。これにより、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると明確に位置づけられました。

また、この法律は附則に施行後3年を目途として、その施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講じると規定されており、平成16年、平成19年、平成26年の3回にわたり改正が行われています。

平成16年改正内容

1. 「配偶者からの暴力」の定義の拡大
2. 保護命令制度の拡充（元配偶者に対する保護命令、被害者の子への接近禁止命令、退去命令の期間の拡大等）
3. 市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施
4. 被害者の自立支援の明確化
5. 警察本部長等の援助
6. 苦情の適切かつ迅速な処理
7. 外国人、障がい者等への対応

平成19年改正内容

1. 市町村基本計画の策定（努力義務）
2. 配偶者と暴力相談支援センターに関する改正
3. 保護命令制度の拡充（電話等を禁止する保護命令等）
4. 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令の発令に関する通知

平成26年改正内容

1. 生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）を適用対象
2. 法律名の変更（「等」）を追加

(2) 鹿児島県における取組み

県は、平成14年1月に施行した「鹿児島県男女共同参画推進条例」第9条において、配偶者に対する暴力行為の禁止を規定し、同年、様々な問題を抱える女性の相談対応や保護を行う鹿児島県女性相談センターを配偶者暴力相談支援センターに指定しました。

また、平成18年3月には配偶者暴力防止法に基づき、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定しました。この計画に基づき、市町村や関係機関との連携のもと、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の取組みを進め、同年、男女共同参画を推進する総合活動拠点である鹿児島県男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定しました。

さらに、平成19年には、県内のすべての地域における配偶者等からの暴力の被害者の相談・支援体制の充実に資するよう、各地域振興局・各支庁の保健福祉環境部についても配偶者暴力支援センターに指定しました。

平成19年7月に配偶者暴力防止法が改正され、平成20年1月には、国の「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直しが行われたことに伴い、これらの改正内容やこれまでの県の取組み状況等を踏まえて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための施策の一層の充実に努めるため、平成21年3月に「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の改定を行いました。

(3) 瀬戸内町における取組み

本町においては、平成25年3月に「瀬戸内町男女共同参画基本計画」の策定と合わせて「瀬戸内町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、計画に基づく施策を総合的・計画的に進めてきました。

また、平成24年より迅速かつ適切な被害者対応を図るために「瀬戸内町配偶者等からの暴力の被害者の保護及び支援のための庁内連絡会議設置要綱」を施行し、関係部署及び関係機関の情報及び意見交換を行うネットワークの構築、被害者の安全確保に向けての一時避難（一時保護）ができる住宅を整備しました。

第3章 計画の体系

めざすべき姿

配偶者からのいかなる暴力（ドメスティック・バイオレンス）も

許さない社会

【重点目標Ⅰ】

あらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた取組み

1. 教育現場での人権教育の推進
2. 配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進
3. 問題解決を暴力に頼らない教育・啓発の推進

【重点目標Ⅱ】

被害者の早期発見と相談体制の充実を図る取組み

1. DVの早期発見と相談窓口の周知
2. 相談体制の充実

【重点目標Ⅲ】

被害者の保護と自立に向けた支援への取組み

1. DV被害者の保護と子どもの安全確保
2. 通報・通告制度による被害者の保護
3. 被害者の自立に係る支援への取組み

第4章 計画の内容

重点目標Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた取組み

◆現状と課題

「町民意識調査」の結果では、これまで何らかのDVを経験したことがあると回答した人は、11.3%でした。

一方、身体に直接暴力をふるわれる行為を暴力と認識している人の割合は暴力の形態により6～8割、「何を言っても長期間無視し続ける」「交友関係や電話を細かく監視する」などの行為は暴力ととらえている人の割合はともに5割と低くなっており、DVに対する正しい認識は十分浸透していないといえるとともに、これらの結果から、DVを経験したことがある人の実際の割合は調査結果より高いと考えられます。

また、DVは、家庭内で行われることが多く、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向に加え、DV家庭で育った子どもの中には心身の成長・発達に深刻な影響を及ぼす場合があります。

このような現状を踏まえ、DV防止の観点から、「男女が互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さない」という意識を社会全体で共有していくために、町民のDVに対する正しい理解を深め、DV防止や被害者支援に向けた協力が得られるよう、啓発を進める必要があります。

また、配偶者間だけではなく、若い世代の男女間でも交際相手からの暴力（デートDV）がおきていることから、若年層に対する人権尊重の教育やDV防止の啓発についても併せて推進していくことが必要です。

重点目標Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた取組み

1 教育現場での人権教育の推進

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

- ① 男女の人権の尊重に基づく男女共同参画に関する広報・啓発を関係団体と連携して推進します。
- ② 幼少期から人権を尊重し、暴力を許さない心を育むために、家庭教育の大切さについての広報・啓発に努めます。

(2) 人権教育・学習の推進

- ① 子ども達の人権意識及び男女共同参画意識を高めるため、人権教育、男女平等教育を推進します。
- ② 日常生活において人権侵害や男女の不平等な状況を改善していくために法律を活用した問題解決の力量形成が図られるよう、法律を知る機会の拡大に向け、広報紙やホームページ等を活用して法教育の推進に努めます。

(3) デートDVの正しい理解の促進

- ① 中学生や高校生に対して若年層向けの啓発冊子やリーフレットを活用したデートDVについての正しい情報を提供します。
- ② 教育関係者にデートDV防止に関する研修会の情報を提供するとともに、教育現場や地域社会、家庭でデートDVの防止に向けて学習する機会を、関係機関と連携して提供します。

2 配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進

(1) あらゆる機会をとらえた広報活動の推進

- ① 配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に浸透させるために、報紙やホームページ等を活用した広報を行います。
- ② 「人権週間」期間における広報・啓発を行います。

(2) 地域における学習機会の提供

- ① 配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、公民館講座等を利用して学習機会を提供します。
- ② 出前講座等を活用して学習機会を提供します。

(3) 講演会や研修等の開催による啓発の推進

- ① 講演会や研修会を実施し、町民の配偶者等からの暴力を許さない意識涵養を図ります。
- ② 各種団体等の研修会等の機会を活用して、国・県・関係機関等が作成したリーフレットを配布して、配偶者等からの暴力を許さないという意識を涵養する啓発を行います。

(4) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の広報・啓発

- ① 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)中に、庁舎内にパープルリボンツリーを設置し、町民に女性に対するあらゆる暴力の根絶のための意識啓発を行います。
- ② ポスター等を掲示し、町民に「女性に対する暴力をなくす運動」期間の周知徹底を図ります。

(5) 啓発用リーフレット・啓発用ビデオの活用

- ① 国や県が作成した啓発用リーフレットを活用して啓発活動に努めます
- ② 配偶者等からの暴力の根絶を目指して「配偶者暴力防止法」の仕組みについてビデオを活用して啓発に努めます。

3 問題解決を暴力に頼らない教育・啓発の推進

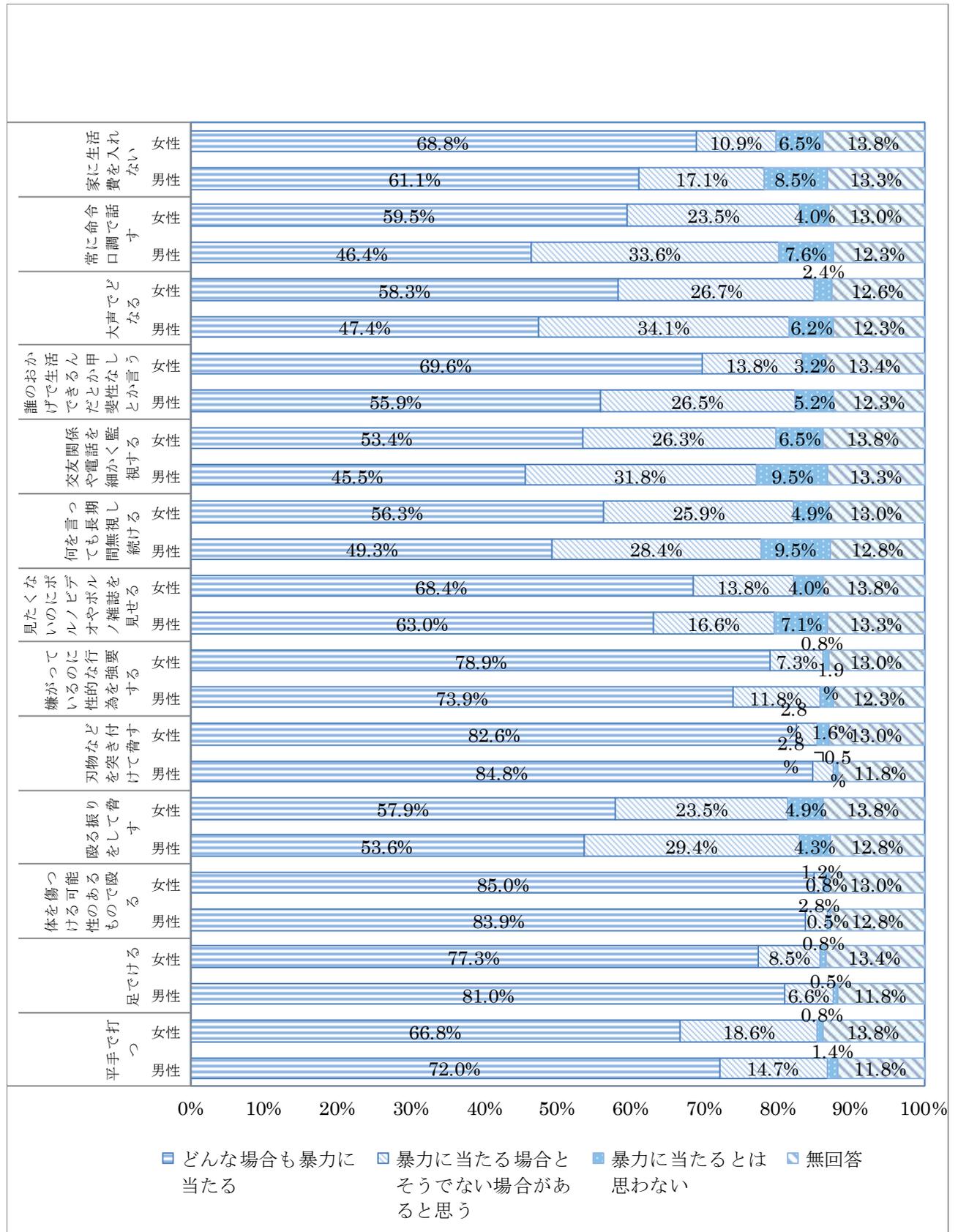
(1) 問題解決を暴力に頼らない教育の推進

- ① 配偶者等からの暴力の根絶を目指すには、発達段階に応じて暴力的でない考え方や問題解決の方法を身に付けることが重要です。個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くための教育・学習の機会を関係機関と連携して提供します。

(2) 暴力に頼らない問題解決のための広報・啓発の推進

- ① 個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を培い、暴力に頼らない問題解決ができるようになるために、広報紙等を活用して、意識の醸成に努めます。
- ② 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野で、問題解決を暴力に頼ることがないコミュニケーションが行われるよう、広報紙等を活用した広報・啓発に努めます。

次のようなことが行われた場合、それを暴力だと思いますか



資料：平成 30 年実施 瀬戸内町「町民意識調査」

重点目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実を図る取組み

◆現状と課題

「町民意識調査」では、DVを受けた被害者のうち、友人・知人に相談した人の割合は27.0%、家族や親せきに相談した人は10.4%、どこにも誰にも相談しなかった人は42.6%、町の相談窓口での相談は0%となっています。

この結果から、DV被害者が一人で悩むことなく安心して相談できるよう、被害者を発見しやすい立場にある関係者の協力を得て、町の相談窓口の周知に努めるとともに、関係各課・関係機関が連携を図り被害者に配慮した相談体制を整えていく必要があります。

また、被害者を理解し適切な対応を行うためには、相談担当職員の資質の向上を図ることも重要です。

重点目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実を図る取組み

1 DVの早期発見と相談窓口の周知

(1) DVを未然に防止するための働きかけ

- ① 地域社会から孤立しやすい家庭に対して日常的な声掛けや地域活動への参加等と呼びかけ、孤立化を防ぐ働きかけを行います
- ② 関係機関と連携を図りながら、地域に根差した防犯活動をめざし、安全に関する情報の提供を行います。
- ③ 医療機関において、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の意思を尊重しながら町や警察に通報するなどの適切な対応が取れるように情報の提供を図ります。

(2) 地域の見守り・安全活動の推進

- ① 地域住民にとって身近な相談先である民生委員等が、日頃の活動を通じて早い段階から暴力を発見できるように支援します。

(3) 相談窓口の周知徹底

- ① 広報紙やホームページ、FMせとうち等でDV相談窓口についての周知を図ります。
- ② 医療機関や関係機関と連携して相談窓口の周知徹底に努めます。

(4) DVに対する正しい情報の提供

- ① DVに対する正しい理解が得られるように書籍やDVに関するビデオ等の関連情報の提供を行います。
- ② 広報紙やホームページ等を活用し、DVに対する正しい情報の広報に努めます。

2 相談体制の充実

(1) 専門的知識を有した職員の配置の推進

- ① DV被害者の抱える複雑な問題に対応できるようにするため、職員は積極的に研修へ参加し、相談スキルの向上に努めます。
- ② DV被害者に二次被害を与えることがないように職員の研修を充実させます。
- ③ ケース会議等を通じて参加職員等の多様な視点を踏まえることにより、相談対応者の対応力の向上に努めます。

(2) 相談業務を担う職員間の情報の共有

- ① ケース検討会を通じて相談業務に携わる職員が相談事例について、情報を共有し、被害者に対する適切な支援に努めます。

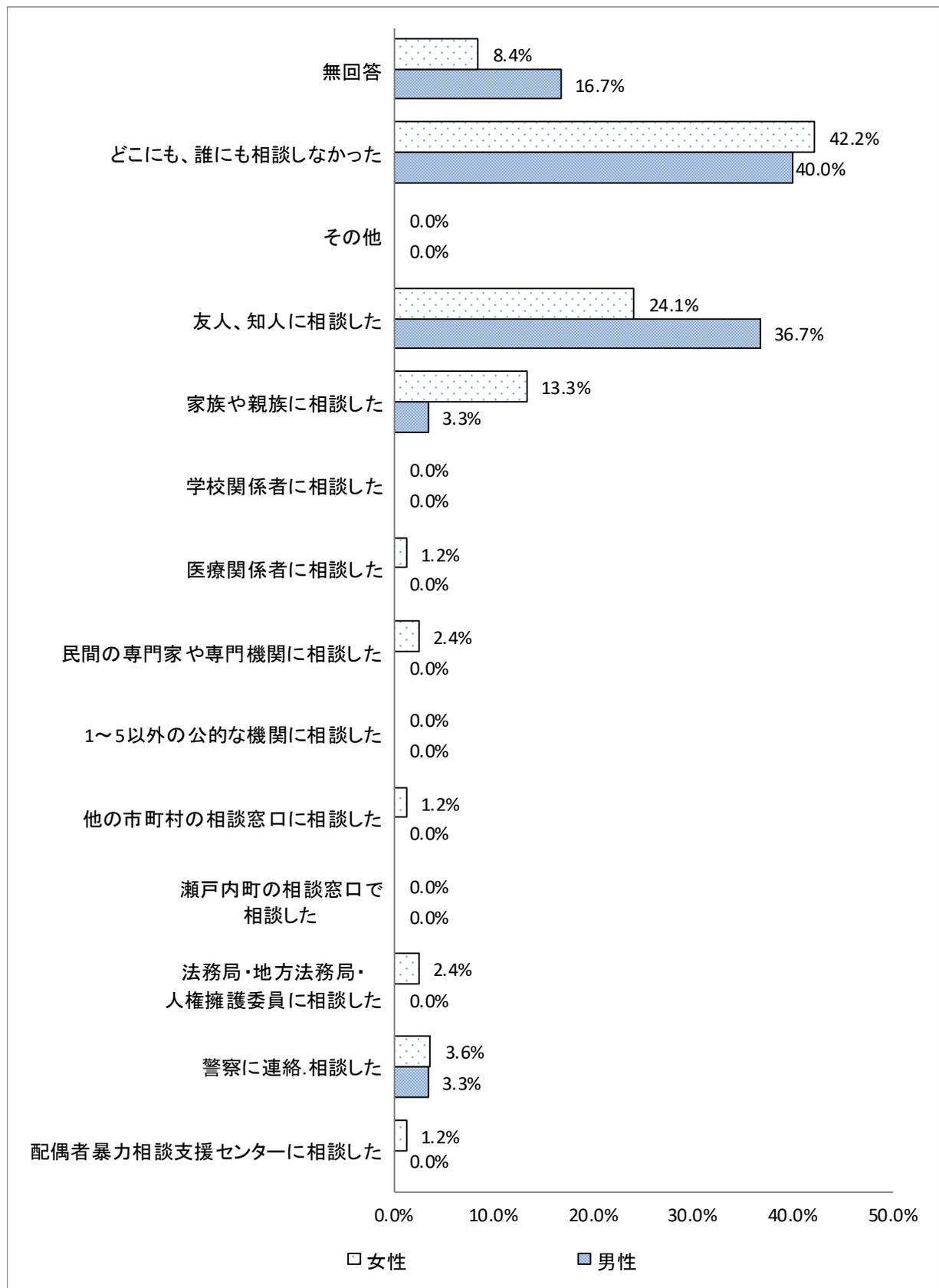
(3) 相談窓口の安全確保

- ① 被害者が安心して相談できるように相談窓口の安全確保に努めます。

(4) 外国人・障がい者・高齢者への対応の強化

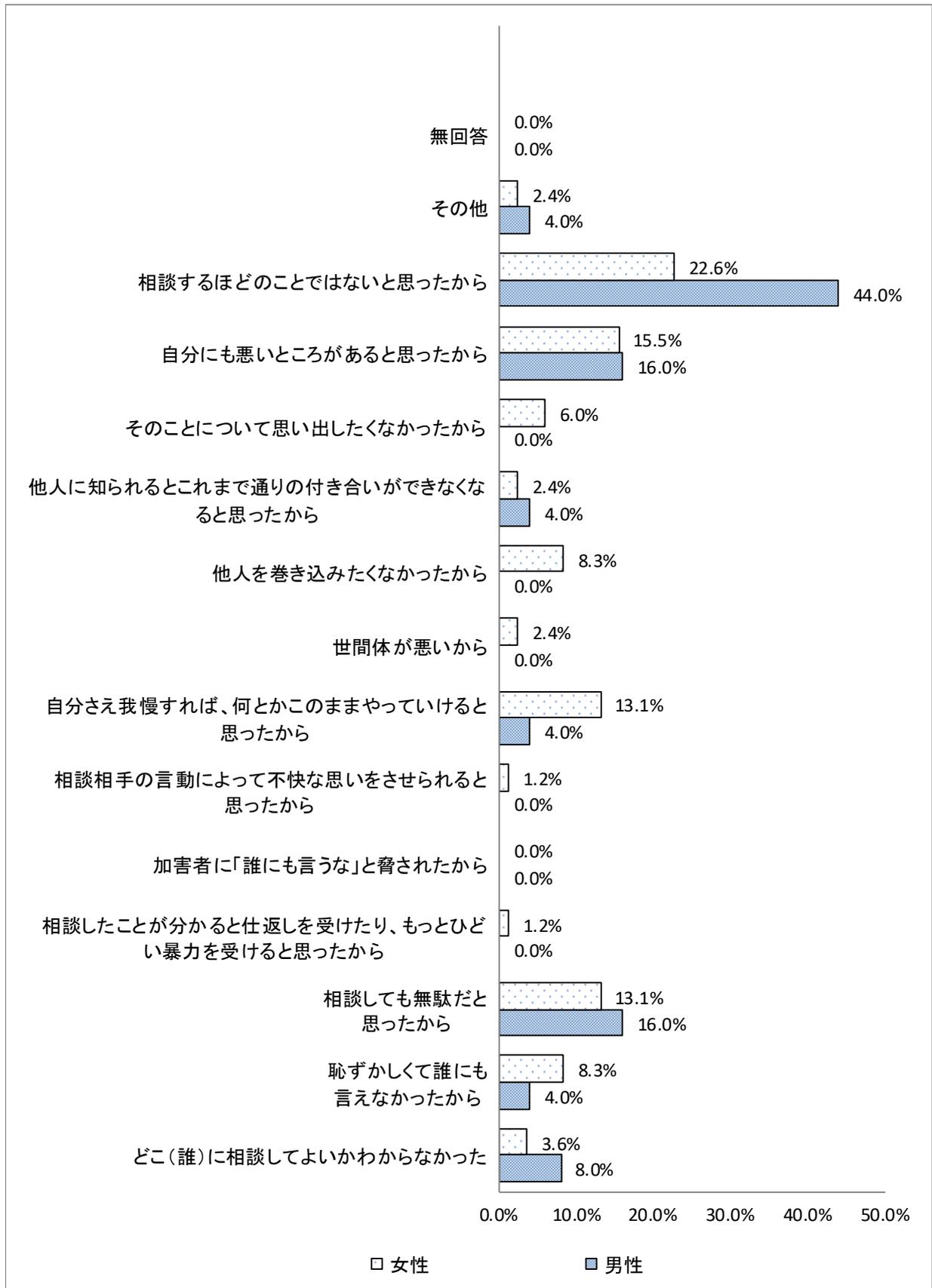
- ① 外国人や障がい者・高齢者が地域社会から孤立することで配偶者等からの暴力の発見が遅れることを防ぐために、それらの人に関わる人の知識の習得に向けた研修機会の情報提供を行います。

暴力を受けたとき誰かに打ち明けたり、相談したか



資料：平成 30 年実施 瀬戸内町「町民意識調査」

相談しなかった（できなかった）理由



資料：平成 30 年実施 瀬戸内町「町民意識調査」

重点目標Ⅲ 被害者の安全確保と自立に向けた支援への取組み

◆現状と課題

DVは、命に関わる重大な問題であり、被害者に対する暴力が緊迫している場合は、警察との連携や一時保護施設への入所等により、速やかに被害者の安全を確保する必要があります。さらには、加害者に被害者の居所を知られることがないよう、住民基本台帳の閲覧制限や、子どもの就学関係等の情報管理を徹底することが重要です。複数の関係者が一人の被害者の支援に関わる場合も関係各課で情報の共有を図りながら、関係者以外に情報が漏れないよう細心の注意を払いながら対応することで、被害者に寄り添った支援を行うことが必要です。

また、DV被害者が、心身の健康を取り戻し、自立して生活していくためには様々な支援が必要です。新たな場所で自立して生活するためには、生活費や住宅の確保、就業機会の確保、子どもの就学等複数の問題を同時に抱えるとともに、様々な手続きが必要となります。そのため、生活保護制度をはじめとする福祉制度による支援、住宅の確保に向けた支援、就労に向けた支援、心理的な支援、子どもへの支援等を関係各課が連携して行うことが重要です。

重点目標 III 被害者の保護と自立に向けた支援への取り組み

1 DV被害者の保護と子どもの安全確保

- (1) 被害者への一時保護施設や保護命令制度についての情報の提供
 - ① 被害者の安全を図るために配偶者暴力防止法に基づく一時保護や保護命令制度の利用が図られるように、被害者に制度についての情報提供を行います。
- (2) 身近な避難先の確保
 - ① 被害者の安全の確保に向け、民生委員や地域ネットワーク活動と連携し、緊急的避難先の確保に努めます。
- (3) 住民基本台帳閲覧等の制限に関する支援措置
 - ① 加害者に被害者等の居所を知られることがないように住民基本台帳の閲覧の制限を徹底します。
 - ② 被害者の個人情報の管理を徹底するように職員の研修を行います。
- (4) DV被害者の子どもの安全確保
 - ① DV被害者の子どもが加害者からの危険にさらされないよう、関係機関と連携を図ります。
 - ② DV被害者の子どもの転校先や居住地等の守秘義務について周知徹底を図り、教育委員会及び学校における被害者の個人情報を適切に管理します。

2 通報・通告制度による被害者の保護

- (1) 配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度の広報
 - ① 被害者の保護を図るための情報を広く地域から求めるために、配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の法の規定とその趣旨等について、あらゆる機会を利用して広報に努めます。
- (2) 医療関係者への通報・通告制度の周知徹底
 - ① 被害者の適切な保護を図るため、日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある医療関係者に対して、医療関係者による通報・通告は守秘義務違反に問われることがないなど、通報・通告制度の周知徹底を図ります。

(3) 通報者情報の保護の徹底

- ① 通報を受ける可能性のあるすべての関係者において、通報者情報（氏名等）の保護の徹底を図ります。

(4) ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分申し立て制度等の情報提供・利用支援

- ① 被害者の安全確保するため、配偶者暴力防止法以外の各種制度（ストーカー規制法や接近禁止法等の仮処分申し立て制度）も有効に活用し、町や警察をはじめ支援関係機関が連携して被害者及び関係者への制度に対する情報提供とその利用に当たっての支援を行います。

3 被害者の自立に係る支援への取組み

(1) 被害者の自立へ向けての情報提供

- ① ハローワークや北大島くらし・しごとサポートセンター等における職業相談・紹介や就労支援等の情報を提供します。
- ② 就労のための技能習得等に関する情報の提供を行います。
- ③ 育児の負担軽減を図るために、各種保育サービスや育児相談等に関する情報の提供を行います。

(2) 被害者の生活再建に向けての支援

- ① 住宅の確保に困窮している被害者に対して、公営住宅等の入居に関する情報の提供を行います。

(3) 自立困難な被害者へのきめ細やかな支援

- ① 心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、関係機関等が連携を図りながら状況に応じた支援を行います。
- ② 困難な状況に置かれた被害者の子どもの相談に適切に対応し、支援を行います。

第5章 計画の推進

(1) 瀬戸内町DV対策庁内連絡会議の設置

- ① 町役場の関係各課が連携してDVの防止及び被害者保護・支援に取り組むため瀬戸内町DV対策庁内連絡会議を設置し、施策実施に当たっての連絡調整や情報支援を行うほか、協働による広報・啓発に向けて協議します。

配偶者等からの暴力等に関する相談窓口

相談内容	窓 口	電話番号
配偶者等からの暴力に関する相談	県女性相談センター	099-222-1467
	県男女共同参画センター 相談室	099-221-6630 099-221-6631
	瀬戸内町役場保健福祉課	0997-72-1068
性犯罪被害に関する相談	警察本部捜査第一課 (性犯罪被害110番)	099-206-7867
	性暴力被害者サポートネットワークかごしま 「FLOWER(フラワー)」	099-239-8787
DV、ストーカー等に関する相談	警察本部生活安全企画課 ストーカー・配偶者暴力対策室	099-206-0110
	瀬戸内警察署	0997-72-0110
女性の悩みごと相談 (女性の人権ホットライン)	鹿児島地方法務局	0570-070-810 (全国統一ダイヤル)